

## 香川県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

### 第1 趣旨

- 1 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成17年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第87号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 以下この要領において、「自立支援医療」は、自立支援医療のうち育成医療・更生医療を、「指定自立支援医療機関」は、育成医療・更生医療を担当する指定自立支援医療機関をさすものとする。

### 第2 指定申請

- 1 法第59条第1項の規定に基づく指定の申請は、病院又は診療所にあつては様式1、薬局にあつては様式1-2、指定訪問看護事業者等にあつては様式1-3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。  
なお、この申請は、担当しようとする医療の種類ごとに行うものとする。
- 2 申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記しなければならない。特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱う。

### 第3 変更の届出

法第64条の規定に基づく変更の届出は、次により行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更があつた場合は、病院又は診療所にあつては様式2、薬局にあつては様式2-2に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 規則第61条に定める事項（上記（1）を除く。）に変更があつた場合は様式3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。

### 第4 指定の更新の申請

法第60条第1項の規定に基づく指定の更新の申請は、病院又は診療所にあつては様式4、薬局にあつては様式4-2、指定訪問看護事業者等にあつては様式4-3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。

### 第5 審査（確認）

上記第2及び第4の申請に係る審査及び上記第3の変更届出事項の確認については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

なお、上記第2の審査及び上記第3の確認（主として担当する医師又は薬剤師の変更に係るものに限る。）にあたっては、香川県社会福祉審議会審査部会の意見を聴くものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医

療機関又は事業所であり、かつ、病院又は診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院又は診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

- (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

- (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制および設備であること。

- (7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療または更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院又は診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

(1) 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該歯科医師が不在の場合においても、当該医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

## 第6 指定等の通知

1 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

2 知事は、指定自立支援医療機関の指定又は更新の可否について決定したときは速やかに申請者に通知するものとする。

3 知事は、自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更が不相当と認めると

きは、その旨を申請者に通知し、他の医師又は薬剤師に変更するよう指導をするものとする。

## 第7 休止等に係る届出等

### 1 休止等に係る届出

規則第63条第1号の規定に基づく指定自立支援医療の業務の休止・廃止・再開の届出及び規則第63条第2号の規定に基づく指定自立支援医療機関の処分の届出は様式5により行うものとする。

### 2 辞退に係る申出

法第65条の規定に基づく指定自立支援医療の指定の辞退は、様式6により行うものとする。

## 附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

ただし、肝臓移植に関する医療に係る規定については、平成22年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。